

# (一財)ふじよしだ観光振興サービス写真利用規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人ふじよしだ観光振興サービス（以下「財団」という）写真利用申込に関して必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 財団が著作権を有する富士吉田市観光写真コンクール入選写真および他写真は、富士山と富士吉田市・北麓周辺地域の観光の発展に寄与するものに関しては無償で提供するが、それ以外の営利目的のものには利用料が発生する。

## (写真規格)

第3条 貸し出し写真の規格は以下のとおりとする。

- (1) プリント（四つ切サイズ）
- (2) ネガ
- (3) デジタルデータ

## (写真貸し出し期間)

第4条 写真の貸し出し期間は、利用料金納入後の予定期間開始日より最高1ヶ月とする。

## (写真利用の申込)

第5条 写真利用の申込をしようとする者は、写真利用申込書により理事長に申し込まなければならない。

## (写真利用決定・承諾・審査)

第6条 写真利用の決定・承諾については、内容を審査する。財団に著しく不利益であると判断される場合、良俗に反する行為があった場合は承諾されない場合もある。

## (写真利用料)

第7条 1枚当たり 賛助会員 5,000円/枚  
1枚当たり 賛助会員以外 10,000円/枚

※ただしホームページ掲載や雑誌販売などによる多期間にわたる利用の場合は年間で利用の申請を行い、以下の金額を支払うものとする。

1枚当たり 賛助会員 5,000円/年間  
1枚当たり 賛助会員以外 10,000円/年間

申請者は、前項の写真利用料を理事長の指定する期日までに納付しなければならない。

## (写真利用)

第8条 利用料を支払った後に使用することが出来る。この際申請理由以外に利用の場合は必ず届出を行う。目的以外使用した場合には、追加料金が発生する場合もある。

## (写真破損・汚損・紛失)

第9条 貸し出し写真を破損・汚損・紛失した場合には、利用料の10倍の金額を賠償請求いたします。

附則 この規定は、平成21年2月1日から施行する。

(一財)ふじよしだ観光振興サービス  
理事長 堀内 茂 様

住所

氏名

印

(名称及び代表者氏名)

## 写真利用申込書

下記のとおり、一般財団法人ふじよしだ観光振興サービスが所蔵する写真の利用を申し込みます。

記

所在地	〒	電話	( ) —
事業所	フリガナ		
代表者	役職名	フリガナ	
連絡者	役職名	フリガナ	
業種			
利用目的			
写真No. もしくは 写真名称			
原版貸出期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
写真掲載媒体発刊日	平成 年 月 日		
使用期間 (最長1年間)	平成 年 月 日 から 年 月 日 ( 新規 ・ 継続 )		

※利用詳細について要綱等があれば添付すること。